

松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

○家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業として、児童福祉法に位置づけられました。これに伴い、松島町でも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準を定めることとなります。

事業	規模	場所	実施主体
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村、民間事業者等
小規模保育事業	A型(保育所分園に近い類型)	多様なスペース	市町村、民間事業者等
	B型(中間的な類型)		
	C型(家庭的保育に近い類型)		
事業所内保育事業	様々(数人～数十人程度)	事業所その他様々なスペース	事業者等
居宅訪問型保育事業	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	市町村、民間事業者等

○市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する町の方針(案)です。

NO	条例	事項	国の基準	従う参酌	町の方針
各家庭的保育事業等の共通の事項					
1	第6条	保育所等との連携	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定子ども園を適切に確保しなければならない。	従う	国の基準等に 従う
2	第15条	食事	家庭的保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	従う	
3	第16条	食事提供の特例	その上で特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。	従う	
4	第17条	利用者の健康診断	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌	
家庭的保育事業					
5	第22条	設備の基準	家庭的保育事業者は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施する。	従う	国の基準等に 従う

NO	条例	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針	
6	第22条	設備の基準(居室等)	保育を行う専用の部屋は、9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡以上を加えて面積)を設けること 衛生的な調理設備及び便所を設けること	参酌	国の基準等に 従う	
7		設備の基準(屋外遊戯場)	同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に 適した広さの庭(満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること	参酌		
8		設備の基準(耐火基準等)	火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火 訓練及び避難訓練を定期的実施すること	参酌		
9	第23条	職員(資格要件)	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育室、 嘱託医及び調理員を置かなければならない。 調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育 を行う場合であって、家庭的保育補助者が調理を 行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調 理員を置かないことができる。	参酌 (調理 員は従 う)		
10		職員(職員数)	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は3人 以下とする。ただし家庭的保育者が、家庭的保育 補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う		
11	第24条	保育時間	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児 の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮 して、家庭的保育事業を行う者が定める(小規模 保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参酌		
12	第25条	保育の内容	家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保 育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければならない (小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も 同様)	従う		
小規模保育事業 小規模保育事業所A型						
13	第28条	設備の基準	小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準 は、以下のとおりとする。			国の基準等に 従う
14		設備の基準(居室等)	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合 は、乳幼児又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)、 調理室及び便所を設けること。	参酌		
15		設備の基準(屋外遊戯場等)	満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又 は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)、屋外遊戯場 (1人につき3.3㎡以上・代替地含む)、調理設備 及び便所を設けること。	参酌		
16		設備の基準(耐火設備等)	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築 基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又 は同条第9号の3に規定する準耐火建築物である ことのほか、所定の防火設備などが備わっている ものとする。	参酌		

NO	条例	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針
17	第29条	職員(資格要件)	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国の基準等に 従う
18	第29条	職員(職員数)	保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	
19	第30条	保育時間	家庭的保育と同様	参酌	
20		保育内容	家庭的保育と同様	参酌	
小規模保育事業B型					
21	第32条	設備の基準	小規模保育事業B型を行う事業所の設備の基準は、以下のとおりとする。		国の基準等に 従う
22		設備の基準(居室等)	A型に同じ	参酌	
23		設備の基準(居室・屋外遊戯場)	A型に同じ	参酌	
24		設備の基準(耐火設備等)	A型に同じ	参酌	
25	第31条	職員(資格要件)	保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	
26		職員(職員数)	保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	
27	第32条	保育時間	家庭的保育と同様	参酌	
28		保育の内容	家庭的保育と同様	従う	

NO	条例	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針	
小規模保育事業 小規模保育事業所C型						
29		設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、以下のとおりとする。			
30	第33条	設備の基準(居室等)	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳幼児又はほふく室(1人つき3.3㎡以上)、調理室及び便所を設けること。	参酌		
31		設備の基準(居室・屋外遊戯場)	満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)、屋外遊戯場(1人につき3.3㎡以上)、調理室及び便所を設けること。	参酌		
32	第33条	設備の基準(耐火設備等)	A型に同じ	参酌		
33	第34条	職員(資格要件)	家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国の基準等に 従う	
34		職員(職員数)	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下とする。 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従う		
35	第36条	保育時間	家庭的保育と同様	参酌		
36		保育の内容	家庭的保育と同様	従う		
37	第35条	利用定員	利用定員を6人以上10人以下とする。	従う		
居宅訪問型保育事業						
38	第37条	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供する者とする。 ①障害、疾病等程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると町が認めるものにおいて行う保育	従う		国の基準等に 従う
39	第39条	職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従う		

NO	条例	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針																												
40	第40条	居宅訪問型保育連携施設	保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状況に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。		国の基準等に 従う																												
41	第41条	保育時間	家庭的保育と同様	参酌																													
42		保育の内容	家庭的保育と同様	従う																													
事業所内保育事業																																	
43	第42条	利用定員	利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(利用定員)</td> <td>(その他)</td> <td>(利用定員)</td> <td>(その他)</td> </tr> <tr> <td>1～5人</td> <td>1人</td> <td>26～30人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>6～7人</td> <td>2人</td> <td>31～40人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>8～10人</td> <td>3人</td> <td>41～50人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td>4人</td> <td>51～60人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td>5人</td> <td>61～70人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td>6人</td> <td>71人以上</td> <td>20人</td> </tr> </table>	(利用定員)	(その他)	(利用定員)	(その他)	1～5人	1人	26～30人	7人	6～7人	2人	31～40人	10人	8～10人	3人	41～50人	12人	11～15人	4人	51～60人	15人	16～20人	5人	61～70人	20人	21～25人	6人	71人以上	20人	参酌	国の基準等に 従う
(利用定員)	(その他)	(利用定員)	(その他)																														
1～5人	1人	26～30人	7人																														
6～7人	2人	31～40人	10人																														
8～10人	3人	41～50人	12人																														
11～15人	4人	51～60人	15人																														
16～20人	5人	61～70人	20人																														
21～25人	6人	71人以上	20人																														
44	第43条	設備の基準(居室等)	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業者内保育所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)、医務室、調理室及び便所を設けること。 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡)及び便所を設ける。	参酌																													
45		設備の基準(屋外遊戯場)	満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上とする。(代替地も含む)	参酌																													
46		設備の基準(耐火基準等)	乳幼児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか所定の防火設備などが備わっているものとする。	参酌																													
47	第44条	職員(資格要件)	保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。	参酌 (調理員は従う)	国の基準等に 従う																												

NO	条例	事項	国の基準	従う 参酌	町の方 針
48	第47条	職員(資格要件)	小規模型事業所内保育事業者(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあった場合、調理員を置かないことができる。	従う	国の基 準等に 従う
49	第47条	職員(職員数)	小規模型事業所内女医区事業所(利用定員19人以下)の保育従事者数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。 ①乳児 おおむね 3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人	従う	
50	第45条	連携施設に関する特例	保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設をしないことができる。	従う	
51	第46条	保育時間	家庭的保育と同様	参酌	
52		保育の内容	家庭的保育と同様	従う	
経過措置					
53	第2条	食事の提供の経過措置	自園(所)で調理を行っていない場合、省令の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる。	従う	国の基 準等に 従う
54	第3条	連携施設に関する特例措置	連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従う	
55	第4条	小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置	小規模保育事業所C型にあつては、省令施行日から5年を経過する日までの間、利用定員を6～15人以下とすることができる。	従う	

|

